

総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

意見募集の結果を踏まえ、第9次水質総量削減における総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、以下のとおりとする。

1. 時期区分・業種その他の区分・水域区分

第8次水質総量削減における区分を継続することとする。

2. 区分ごとの範囲

東京湾及び伊勢湾におけるCODに係る区分ごとの範囲を以下のとおりとする。

整理 番号	業種その他の区分	Cc等の 区分※2	第8次における C値の幅		第9次における C値の幅	
			下限	上限	下限	上限
221 項の 備考(1)	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。） 備考(1) 平成18年1月31日以前に設置されたものであって、第2欄により算定した処理対象人員5,000人以下のもの（(3)※1に掲げるものを除く。）	Cco	40	50	40	50
		Cci	30	45	30	45
		Ccj	30	45	30	<u>40</u>

※1 備考(3)：平成18年1月31日以前に設置されたものであって、第2欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの

※2 化学的酸素要求量の濃度（mg/L）。総量規制基準を定めるにあたっては、時期区分ごとの水量（Qco、Qci、Qcj）に対応してそれぞれのC値（Cco、Cci、Ccj）を定める。